

令和6年度第2回幕別町地域福祉計画策定委員会議事概要

- 1 日 時 令和6年12月6日(金) 18:26~19:15
- 2 場 所 幕別町役場2階 2-AB会議室
- 3 出席者 13名
- 4 欠席者 2名
- 5 内 容

(1) 第4期地域福祉計画の素案について

事前に送付した計画素案に基づき、事務局から説明。(別添、説明原稿参照)

【質疑応答】

- Q 「基本目標3 自立した生活を送ることができるまちづくり」に「5 再犯の防止等の推進(幕別町再犯防止推進計画)」が追加された経緯は。
- A 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に市町村は地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないと規定されているほか、釧路保護観察所及び町内で活動している池田地区保護司会幕別分区からの要望もあり、過去の過ちから立ち直ろうとする人に対する地域の理解や受け入れを明示するために記載した。
- Q 「基本目標3 自立した生活をおくることができるまちづくり」「4 切れ目のない権利擁護システムの推進」中、子どもについての権利擁護の記載がない。子どもについての記載があってもいいのではないか。
- A 「4 切れ目のない権利擁護システムの推進」「(1) 人権を尊重する社会の形成」は、次の「(2) 成年後見制度等の推進(幕別町成年後見制度利用促進基本計画)」につながる項目であり、高齢者や障がい者等、大人を対象とした制度について記載されている。子どもについては、「基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり」「1 子育てにやさしい環境づくり」「(3) 特に支援を必要とする子どもへの取組の推進」「児童虐待防止対策の充実」に記載する作りとしている。
- Q 地域福祉計画がどのように運用され、また地域や民生委員児童委員とどのように連携しているのか、施策がどこまで進んでいるのかを、確認していくことが大切ではないかと思う。
- A 地域福祉計画は、各個別計画の上位計画であり、各個別計画をどのように進めていくのかの方向性を記載している。第3期までは記載のなかった、各個別計画名や担当課名を第4期では追加し、策定後は施策の進捗について確認していく。

6 その他

- 本日、ご意見をいただいた上で、修正を行った箇所が少ないことから、修正した内容を明示した文書を各委員へ送付することとし、12月中旬に予定していた会議は開催しないことを提案し、了承された。
- パブリックコメントを令和7年1月6日から2月5日まで実施する。
- 次回の会議は、2月中旬に開催する。

以 上